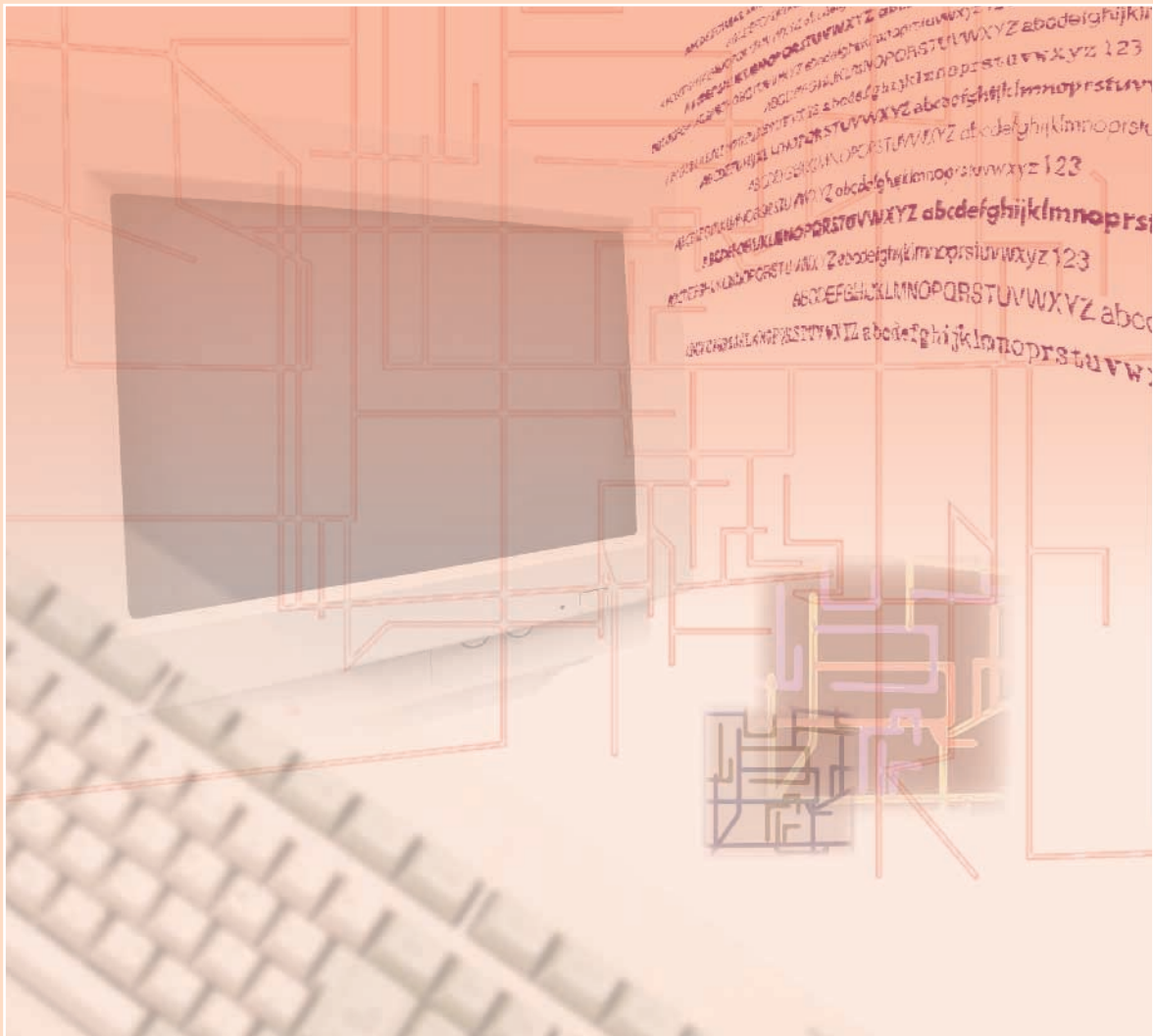


# IT&S

IT risk & Solution





IT&Sとは…

保険に加え各種サービスも提供する、IT導入企業のための総合ITリスクソリューションです。

## 基本プラン

パソコンが故障しデータの読み出しができない…  
**大切なデータ**は大丈夫か？

データ・プログラムの復旧費用または再作成費用を補償

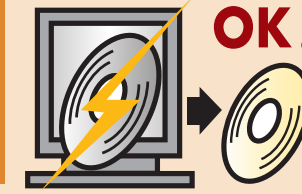
IT&S  
基本特約

貴社のデータやプログラムに偶然な事故により損害が生じた場合に、当該データ・プログラムを復旧または再作成するための費用を補償します。



### データ復旧アシスタンスサービスの提供

( 事故にあったデータの復旧にあたり、  
当社の提携会社をご紹介するサービスです。 )



読み出せなくなった記録媒体内のデータを復旧し、別媒体(CD-ROM、MOなど)で返却するサービスです。  
※データ復旧アシスタンスサービスは、使用されているOS、記録媒体の種類およびその損傷の状況によっては、ご利用できない場合があります。  
※復旧費用から自己負担額を控除した残額を情報メディア条項の保険金としてお支払いいたします。ただし、保険金額(ご契約金額)が限度となります。  
※サービスのご利用にあたっては記録媒体を提携会社にご送付いただく必要があります。

誤ってディスクを初期化してしまった。  
**データの復旧**はできないだろうか？

コンピュータウイルスのせいで、  
大切なデータが壊れてしまった。  
しかし**対策費用**までは…

コンピュータウイルスや不正アクセスが原因で  
上記の復旧費用または再作成費用が支払われた場合に  
**コンピュータウイルスや不正アクセスに対する対策費用を補償**

IT&S  
基本特約

さらに、コンピュータウイルスやハッカー等の不正アクセスが原因で、上記の復旧費用または再作成費用が支払われた場合に、次のような対策費用を補償します。  
例えば：○コンピュータウイルスの緊急駆除に要する費用  
○不正アクセスの再発予防対策に要する費用 など

## オプション

### こんな補償も選べます

火災で  
大事な**コンピュータが壊れた**。  
修理する必要があるが…

落雷でシステムが急にとまってしまった。  
**営業にも影響が…**

落雷でシステムが急にとまっていまい大忙し。  
**アルバイトが必要**だが、その費用までは…

ウイルス付きのメールを取引先に送って  
**損害を与えたため**、賠償請求された。  
賠償金を支払う余裕はないし…

情報機器の修理費用を補償

情報機器等  
担保特約

ほとんどすべての偶然な事故により情報機器等に物的損壊が生じた場合に、修理費用を補償します。

営業中止に伴う喪失利益を補償

利益担保特約

ほとんどすべての偶然な事故によりネットワークを構成するシステム等が停止したことによって貴社の営業が休止または阻害されたために生じた喪失利益(経常費も含まれます。)を補償します。

営業継続に必要な追加費用を補償

営業継続費用  
担保特約

ほとんどすべての偶然な事故によりネットワークを構成するシステム等が停止したことによって貴社の営業を継続するために要した追加費用(臨時のアルバイト費用など)を補償します。

賠償責任を負担することによる損害を補償

賠償責任担保特約

情報漏洩、データの消失・破壊、ネットワークを構成するシステムの停止などに伴う第三者に対する法律上の賠償責任を負担することによる損害を補償します。

### リスクコンサルティングサービスも提供します(有料)

そもそも、うちの会社の**システムの安全性**って  
どのくらいのレベルだろうか？

ITセキュリティ診断サービス

貴社システムのリスクを分析・評価するサービスです。

IT&Sのあらまし	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	
基本プラン	IT&S基本特約 一情報メディア 条項一	次に掲げるような偶然な事故により、保険の目的の情報メディア(データ、プログラム、ハードディスク等の記録媒体)に生じた損害に対して保険金をお支払いします。 ・コンピュータウイルス、不正アクセス ・情報機器、記録媒体およびネットワーク構成機器・設備の機能障害、物的損壊または盗難 ・誤操作 ・静電気、電磁気、過電圧、電圧低下、電力の供給停止 ・洪水、台風またはこれらに類似の自然現象 など	(1)損害保険金 損傷した保険の目的を修復もしくは復旧するため、または同種同等の情報メディアを再作成もしくは再取得するために必要とした費用から自己負担額(2万円)を差し引いた残額を、損害保険金としてお支払いします。ただし、保険金額を限度とします。 (2)臨時費用保険金 火災・落雷・破裂・爆発により、上記の損害保険金がお支払われる場合において、保険の目的が損害を受けたために臨時に生ずる費用に対して、損害保険金の30%に相当する額を臨時費用保険金としてお支払いします。ただし、1回の事故につき300万円を限度とします。 (3)残存物取付け費用保険金 上記の損害保険金がお支払われる場合において、損害を受けた保険の目的の残存物の取付けに必要な費用に対して、損害保険金の10%に相当する額を限度として、残存物取付け費用保険金をお支払いします。
	IT&S基本特約 一ウイルス・不正アクセス 対策費用条項一	コンピュータウイルスまたは不正アクセスにより情報メディア条項において保険金がお支払われる事故が発生した場合に、その対策に要する費用に対して保険金をお支払いします。	次に掲げるウイルス・不正アクセス対策費用を実際に支出することによって生じた損害の額を、保険金としてお支払いします。ただし、50万円を限度とします。 ・情報メディア条項における損害の拡大を防止するために緊急に支出した費用 ・事故の原因を究明するために支出した費用 ・同様の事故の再発防止対策のために支出した費用 ・事故発生後に、事故に起因した他人の被害発生の有無についての確認を行うために支出した費用、または謝罪を行うことを目的に、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、ホームページ等による宣伝活動を実施するために支出した費用 なお、保険金の請求にあたっては、情報処理推進機構への必要な情報の届出を行っていただきます。
オプション	情報機器等 担保特約	ほとんどすべての偶然な事故により、保険の目的の情報機器等に生じた損害に対して保険金をお支払いします。 ※ノート型パソコン・ワードプロセッサなどの携帯型電子事務機器、移動電話・ポケットベルなどの携帯式通信機器、およびこれらの付属品は保険の対象外となります。	(1)損害保険金 損傷した保険の目的を損害発生直前の状態に復するために必要な修理費用から自己負担額(1万円)を差し引いた残額を、損害保険金としてお支払いします。ただし、保険金額を限度とします。 (2)臨時費用保険金 火災・落雷・破裂・爆発により、上記の損害保険金がお支払われる場合において、保険の目的が損害を受けたために臨時に生ずる費用に対して、損害保険金の30%に相当する額を臨時費用保険金としてお支払いします。ただし、1回の事故につき300万円を限度とします。 (3)残存物取付け費用保険金 上記の損害保険金がお支払われる場合において、損害を受けた保険の目的の残存物の取付けに必要な費用に対して、損害保険金の10%に相当する額を限度として、残存物取付け費用保険金をお支払いします。
	利益担保特約	不測かつ突発的な事由に起因して、ネットワーク構成機器・設備の機能が3時間をこえて停止することにより、営業の遂行が休止または阻害されることによって生じた損失に対して保険金をお支払いします。	〔(収益減少額×約定てん補率+収益減少防止費用)−自己負担額(30万円)〕を保険金としてお支払いします。ただし、保険金額を限度とし、事故発生から1か月以内に生じた損失に限りです。 ※収益減少額とは:事故発生直前12か月のうち、てん補期間(保険金支払の対象となる期間)に相当する期間の営業収益から、てん補期間中の営業収益を差し引いた額をいいます。 ※約定てん補率とは:ご契約時に協定していただく、収益減少額のうち、収益減少額の対象となる割合をいいます。
	営業継続費用 担保特約	不測かつ突発的な事由に起因して、ネットワーク構成機器・設備の機能が3時間をこえて停止することにより、営業の遂行が休止または阻害されることによって生じた営業継続費用に対して保険金をお支払いします。	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用をこえる部分(営業継続費用)の額から、自己負担額(30万円)を控除した残額を、保険金としてお支払いします。ただし、保険金額を限度とし、事故発生から1か月以内に生じた営業継続費用に限りです。 ※標準営業収益とは:事故発生直前12か月のうち、復旧期間に相当する期間の営業収益をいいます。
	賠償責任 担保特約	業務を遂行するために日本国内において行うネットワークの所有、使用もしくは管理または情報の提供にあたり、次に掲げる事由に起因して、日本国内において提起された損害賠償請求について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害の額から、自己負担額(10万円)を控除した残額を、保険金としてお支払いします。ただし、1事故あたり保険金額および保険期間中賠償の保険金額を限度とします。 ・所有、使用もしくは管理するネットワークの停止、または提供する情報の瑕疵に起因する、第三者の業務遂行の休止または阻害により生じた経済的損失 ・不正アクセスまたは提供する情報の瑕疵により生じた電子データの漏洩に起因する、第三者のプライバシーの侵害、名誉もしくは信用の損または経済的損失 ・不正アクセスまたは提供する情報の瑕疵に起因する、第三者の情報の消滅または盗損 ・提供する情報に起因する、第三者の人格権または著作権の侵害	<賠償責任担保特約に適用されるもの> ・保険契約締結の当時、保険契約者または被保険者が、損害賠償請求がなされるおそれがある状況を知っていた場合 ・他人の身体の障害または財物の損壊、紛失もしくは盗取 ・業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合 ・特許権、商標権等の知的財産権の侵害(ただし、著作権の侵害は補償の対象となります) ・業務の結果を保証することにより加重された賠償責任 ・通常要するテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムの瑕疵 ・ソフトウェアもしくはプログラムの瑕疵によってテスト期間内または正式使用後1ヶ月以内に生じた事故 ・週及日(賠償責任担保特約を付帯した初年度契約の始期日。ただし保険期間の中断がある場合は再開後の保険契約の始期日が週及日となります。)以前に発生した事故に起因する賠償責任 など

■保険金を支払いきれない主な場合

- <各特約に共通して適用されるもの>
- ・保険契約者または被保険者(ご契約の対象となる方)の故意・使用人等の故意
  - ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動
  - ・地震、噴火またはこれらによる津波
  - ・西暦1999年以降の日付または時刻を正しく認識、処理、区別、解釈または受入できないことに関連する作動不能、誤操作または不具合 など
- <IT&S基本特約または情報機器等担保特約に適用されるもの>
- ・保険の目的の自然の消耗または性質によるさび、かび、変質その他類似の事由
  - ・保険の目的の瑕疵
  - ・保険の目的の置忘れ、紛失または不注意による廃棄
  - ・国外で発生した事故による損害
  - ・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的または機械的の事故(情報機器等担保特約に適用) など

- <利益担保特約または営業継続費用担保特約に適用されるもの>
- ・ネットワーク構成機器・設備の能力をこえる利用または他の利用者による利用の優先
  - ・賃貸借契約等の契約または各種の免許の失効、解除または中断
  - ・通常要するテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムの瑕疵
  - ・国外で発生した事故による損害
  - ・ソフトウェアもしくはプログラムの瑕疵によってテスト期間内または正式使用後1か月以内に生じた事故 など

- <賠償責任担保特約に適用されるもの>
- ・保険契約締結の当時、保険契約者または被保険者が、損害賠償請求がなされるおそれがある状況を知っていた場合
  - ・他人の身体の障害または財物の損壊、紛失もしくは盗取
  - ・業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合
  - ・特許権、商標権等の知的財産権の侵害(ただし、著作権の侵害は補償の対象となります)
  - ・業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
  - ・通常要するテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムの瑕疵
  - ・ソフトウェアもしくはプログラムの瑕疵によってテスト期間内または正式使用後1ヶ月以内に生じた事故
  - ・週及日(賠償責任担保特約を付帯した初年度契約の始期日。ただし保険期間の中断がある場合は再開後の保険契約の始期日が週及日となります。)以前に発生した事故に起因する賠償責任 など

■万一事故にあわれたら

- ・万一事故にあわれたら、ただちに取扱代理店またはお近くの損保ジャパンにご通知ください。事故の日から30日以内に通知のない場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- ・賠償をしなければならぬと思われる事故が発生した場合には、事故の処理につきご相談ください。あらかじめ当社の承認を得ず示談金や賠償金をお支払いになった場合には、その一部あるいは全部について保険金をお支払いできないこともありますので、ご注意ください。

夜間・休日事故サービスセンター 受付時間 ◆土曜・日曜・祝日/終日(24時間)  
◆平日夜間/午後5時から翌日午前9時  
0120-727-110 ※(株)損保ジャパン(ハートフルライン)にて運営されています。  
※営業時間内は取扱代理店またはお近くの損保ジャパンにご連絡ください。

- ※「IT&S」は、コンピュータ総合保険とIT&S基本特約およびその他のオプション特約をセットした商品です。
- ★このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店またはお近くの損保ジャパンにお問い合わせください。また、ご契約前には必ず「重要事項等説明書」および「普通保険約款・特約条項」をご覧ください。
- ★ご契約以外に被保険者(対象となる方)がいらっしゃる場合には、その方にもこのパンフレットに記載された内容をお伝えください。
- 保険料お支払いの際は、当社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめ下さい。また、1か月経過後も領収証が届かない場合には、お近くの損保ジャパンにお問い合わせ下さい。
- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結したときに有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接ご契約されたものとなります。
- 共同保険契約に関するご説明  
複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
- 次のような場合には事前に取扱代理店またはお近くの損保ジャパンにご連絡ください。  
・住所を変更される場合、ご契約内容を変更される場合  
・この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約を締結される場合 など  
ご連絡のないまま万一事故を起こされた場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 保険金・返戻金等のお支払いに関する留意事項のご説明  
引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金・解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。  
この保険については、引受保険会社が平成18年4月以降に経営破綻した場合で、かつ、ご契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。(平成18年3月末までに経営破綻した場合は補償対象となりません。)  
補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金・返戻金等の8割(ただし、破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は全額)までが補償されます。  
損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせください。
- 保険料(保険料分割払いの場合には、第1回目の分割保険料)の払込みがなかった場合には、保険金をお支払いしません。

- 保険料分割払いの場合、所定の払込期日の属する月の翌月末日を経過しても第2回目以降の分割保険料のお支払いがなかった場合には、払込期日の翌日以後に生じた事故による損害については保険金をお支払いできません。ただし、保険料のお支払いがなかったことにお客様の故意や重大な過失(注)がなかったと当社が認めた場合には、払込猶予期間を払込期日の翌々月の25日まで延長させていただきます。なお、払込猶予期間中に保険料をお支払いいただけない場合には、保険契約を解除させていただきます。また、2か月連続して払込期日まで所定の分割保険料のお支払いがなかった場合は、保険契約を解除することとなります。(注)重大な過失とは、当該ご契約において、過去にも残高不足による口座振替の再請求に対して引落しができなかったこと等がある場合をいいます。
- 個人情報の取扱について  
損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ(<http://www.sompo-japan.co.jp>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。

 **株式会社 損害保険ジャパン**  
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03(3349)3111  
ホームページアドレス <http://www.sompo-japan.co.jp>

お問い合わせ先  
**株式会社 英貴総合保険事務所**  
〒661-0975  
兵庫県尼崎市下坂部4-13-7  
TEL06-6495-1066/FAX06-6491-1029

# ご契約例

各種特約を付帯した場合のご契約例は下記のとおりです。

## ご契約例 ①

業種：商社  
売上高：5億円 (保険期間：1年間)

補償内容		保険金額	保険料(一時払)
基本プラン	IT&S基本特約 —情報メディア条項—	7,000千円	40,490円
	IT&S基本特約 —ウイルス・不正アクセス対策費用条項—	500千円	
オプション	情報機器等担保特約	2,800千円	7,980円
	利益担保特約	100,000千円	144,000円
	営業継続費用担保特約	10,000千円	19,000円
	賠償責任担保特約	10,000千円 <small>—事故あたり 期間中</small>	384,500円
合計			595,970円

## ご契約例 ②

業種：小売業  
売上高：8億円 (保険期間：1年間)

補償内容		保険金額	保険料(一時払)
基本プラン	IT&S基本特約 —情報メディア条項—	9,000千円	49,610円
	IT&S基本特約 —ウイルス・不正アクセス対策費用条項—	500千円	
オプション	情報機器等担保特約	4,100千円	11,690円
	利益担保特約	160,000千円	230,400円
	営業継続費用担保特約	10,000千円	19,000円
	賠償責任担保特約	10,000千円 <small>—事故あたり 期間中</small>	176,000円
合計			486,700円

# 主な事故例

## 〈IT&S基本特約—情報メディア条項—〉

コンピュータを立ち上げようとしたが起動せず、そこに保存しておいたデータの読みとりが不能になってしまい、データ復旧が必要となった。

## 〈IT&S基本特約—ウイルス・不正アクセス対策費用条項—〉

コンピュータウイルスに感染。ウイルスの増殖を止めるための対策をシステム会社に依頼し、費用が発生した。今後の対策として、ウイルス駆除ソフトを定期的に配布してもらえるサービスを受けることになり、費用が発生した。

## 〈情報機器等担保特約〉

落雷の影響でコンピュータが損傷し、多額の修理費用(再購入費用)が発生した。

## 〈利益担保特約〉

火災によりネットワークシステムが焼失。復旧までに1か月間要し、その間売上高が減少した。

## 〈営業継続費用担保特約〉

落雷により、受発注システムがダウン。復旧まで1週間要し、その間売上高の減少を免れるために、アルバイトを雇い、費用が発生した。

## 〈賠償責任担保特約〉

不正アクセスにより取引先の機密データが外部に流出。不正アクセス対策が不十分であったことから、取引先から損害賠償請求を受けた。

# IT&S 基本プラン保険料表

IT&Sはお客様の業種・売上高に応じて、保険金額(ご契約金額)・保険料が決まります。

## 【業種区分について】

IT&Sでは以下の業種に応じて業種区分を設定しています。

IT&Sの業種区分	対象業種
機械・電気・輸送	一般機械器具製造業 電気機械器具製造業 輸送用機械器具製造業
	出版・印刷・新聞
製造業 その他製造業	食料品・飼料・飲料製造業 繊維工業、衣服・その他の繊維製品製造業 木材・木製品製造業、家具・装備品製造業 パルプ・紙・紙加工品製造業 化学工業、石油製品・石炭製品製造業、ゴム製品製造業 皮革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業 鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業 精密機械・医療機械器具製造業 その他の製造業

IT&Sの業種区分	対象業種
卸売・商社	卸売業、代理商、仲立業
通信・放送	電気通信業、郵便業、放送業
電力・ガス	電気業、ガス業、水道業、熱供給業
学校	教育、学術研究機関
小売業	小売業
建設業	建設業
その他非製造業	農業、林業、狩猟業、漁業、鉱業、 飲食店、不動産業、運輸業、 サービス業(放送業、情報サービス業、教育、 学術研究機関を除く)

\*金融機関および情報サービス業の保険料については、取扱代理店またはお近くの損保ジャパンにお問い合わせください。なおIT&Sは、企業向商品のため、個人のお客様はご契約になれません。

## 【保険料表】(保険期間:1年間／払込方法:一時払)

業種	売上高	IT&S基本特約 —情報メディア系— 保険金額	IT&S基本特約 —ウイルス・不正 アクセス対策 費用系— 保険金額	年間保険料
		500千円		
機械・電気・輸送	1億円以下	3,000千円		22,250円
	1億円超5億円以下	7,000千円		40,490円
	5億円超10億円以下	9,000千円		49,610円
	10億円超15億円以下	11,000千円		58,730円
	15億円超20億円以下	13,000千円		67,850円
	20億円超25億円以下	15,000千円		81,610円
	25億円超30億円以下	17,000千円		96,990円

業種	売上高	IT&S基本特約 —情報メディア系— 保険金額	IT&S基本特約 —ウイルス・不正 アクセス対策 費用系— 保険金額	年間保険料
		500千円		
通信・放送	1億円以下	5,000千円		31,370円
	1億円超5億円以下	10,000千円		54,170円
	5億円超10億円以下	15,000千円		76,970円
	10億円超15億円以下	20,000千円		99,770円
	15億円超20億円以下	25,000千円		122,570円
	20億円超25億円以下	30,000千円		152,260円
	25億円超30億円以下	35,000千円		183,500円

業種	売上高	IT&S基本特約 —情報メディア系— 保険金額	IT&S基本特約 —ウイルス・不正 アクセス対策 費用系— 保険金額	年間保険料
		500千円		
出版・印刷・新聞	1億円以下	3,000千円		22,250円
	1億円超5億円以下	7,000千円		40,490円
	5億円超10億円以下	9,000千円		49,610円
	10億円超15億円以下	11,000千円		60,350円
	15億円超20億円以下	13,000千円		76,550円
	20億円超25億円以下	15,000千円		93,780円
	25億円超30億円以下	17,000千円		111,460円

業種	売上高	IT&S基本特約 —情報メディア系— 保険金額	IT&S基本特約 —ウイルス・不正 アクセス対策 費用系— 保険金額	年間保険料
		500千円		
電力・ガス	1億円以下	5,000千円		31,370円
	1億円超5億円以下	10,000千円		54,170円
	5億円超10億円以下	15,000千円		76,970円
	10億円超15億円以下	20,000千円		99,770円
	15億円超20億円以下	25,000千円		122,570円
	20億円超25億円以下	30,000千円		145,370円
	25億円超30億円以下	35,000千円		168,170円

業種	売上高	IT&S基本特約 —情報メディア系— 保険金額	IT&S基本特約 —ウイルス・不正 アクセス対策 費用系— 保険金額	年間保険料
		500千円		
その他製造業	1億円以下	3,000千円		22,250円
	1億円超5億円以下	7,000千円		40,490円
	5億円超10億円以下	9,000千円		49,610円
	10億円超15億円以下	11,000千円		58,730円
	15億円超20億円以下	13,000千円		67,850円
	20億円超25億円以下	15,000千円		76,970円
	25億円超30億円以下	17,000千円		88,950円

業種	売上高	IT&S基本特約 —情報メディア系— 保険金額	IT&S基本特約 —ウイルス・不正 アクセス対策 費用系— 保険金額	年間保険料
		500千円		
学校	1億円以下	10,000千円		54,170円
	1億円超5億円以下	15,000千円		146,090円
	5億円超10億円以下	20,000千円		264,830円
	10億円超15億円以下	25,000千円		350,940円
	15億円超20億円以下	30,000千円		437,780円
	20億円超25億円以下	35,000千円		517,140円
	25億円超30億円以下	40,000千円		577,910円

業種	売上高	IT&S基本特約 —情報メディア系— 保険金額	IT&S基本特約 —ウイルス・不正 アクセス対策 費用系— 保険金額	年間保険料
		500千円		
卸売・商社 小売業 建設業 その他非製造業	1億円以下	3,000千円		22,250円
	1億円超5億円以下	7,000千円		40,490円
	5億円超10億円以下	9,000千円		49,610円
	10億円超15億円以下	11,000千円		58,730円
	15億円超20億円以下	13,000千円		67,850円
	20億円超25億円以下	15,000千円		76,970円
	25億円超30億円以下	17,000千円		86,090円

・保険期間を1年間以外に設定することは出来ません。  
・各種オプションのお見積りや、分割払いによる保険料の払込みをご希望の際は、取扱代理店またはお近くの損保ジャパンへお問い合わせください。